

令和3年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

固定資産税の対象となる償却資産（事業用資産）を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。

- ★申告書は、償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。
- ★同一市町村内にある本店・支店等、複数の事業所分は、1通にまとめてください。

申告書提出期限：令和3年2月1日（月）

※京都地方税機構若しくは償却資産が所在する市町村まで申告（郵送可）又は、償却資産が所在する市町村への電子申告をお願いいたします。京都地方税機構については、裏表紙を御覧ください。
また、御提出の前には、「10 提出前のチェックリスト（P13）」を御確認ください。

※京都市に償却資産を所有されている方は、引き続き、京都市に申告書等を提出してください（京都地方税機構では受付できません。）。

※提出期限は2月1日（月）ですが、事務処理の都合上、1月12日（火）までの早期申告に御協力ください。

※自社作成の申告書を使用される場合は、お手数ですが所有者コード等の確認のため、京都地方税機構から送付している申告書用紙や申告案内ハガキを添付してください。

※申告書の控えの返送を希望される場合は、必ず申告書の控え（写しをとったもの等）及び返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封してください。返信用封筒等の同封が無い場合、返送いたしかねます。

※申告書用紙等は、京都地方税機構のホームページからダウンロードできます。
ホームページURL：<http://www.zeimukyodoka.jp/>

京 都 地 方 税 機 構

《 目 次 》

1	償却資産とは	1
2	償却資産の申告について	1
3	申告区分と提出書類について	6
4	課税標準額等の算出方法について	6
5	軽減措置等について	8
6	申告をされない場合又は虚偽の申告をされた場合	8
7	申告内容の確認調査について	8
8	個人番号・法人番号について	8
9	申告書等の記入例	10
10	提出前のチェックリスト	13

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます（地方税法第341条第4号）。

なお、ここでいう「事業」とは、一般に一定の目的のために、一定の行為を継続的、反復的に行なうことをいい、必ずしも営利又は収益を得ることを直接の目的とすることを要しません。

また、「事業の用に供することができる」とは、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供し得ると認められる状態にあれば足り、現に事業の用に供しているか否かは問われません。

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和3年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合は、償却資産を所有している貸主の方

※「所有権移転外リース」とは、リース期間終了後に所有権が借手側に移らないものをいいます。

ウ 所有権移転リースの場合は、原則として償却資産を使用している借主の方

※「所有権移転リース」とは、リース期間終了後に所有権が借手側に移るものをいいます。

エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方

オ 償却資産の所有者がわからない場合は、使用している方

カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告してください。）

※人格を有していない任意の集まり（〇〇利用組合）等の場合は、代表者の方のお名前でも申告されるか、共有者全員の連名でも申告してください。

キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

★ 廃業や移転等により全ての償却資産が減少された方

※申告書の18備考欄の「3. 廃業/移転/合併/() (年 月 日)」の該当するものを○で囲んで、その年月日等を記入して提出してください。

★ 申告書が届いた方で償却資産を所有されていない方

※お手数ですが、申告書の18備考欄の「2. 該当資産なし」を○で囲んで提出してください。

(2) 申告の対象となる資産

令和3年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、御注意ください。

ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）や建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産であっても、現に事業の用に供している資産

イ 遊休又は未稼働の状態だが、いつでも稼働可能な状態にある資産

ウ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）

エ 福利厚生のに供するもの（社員寮や社員食堂の厨房設備等）

オ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却（本来の耐用年数により）しているもの（*1）

カ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

（例）・中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産（*2）

・グリーン投資減税適用資産（租税特別措置法第10条の2、第42条の5、第68条の10）

・国家戦略特区税制適用資産（租税特別措置法第42条の10、第68条の14）

注：（*1）及び（*2）については、本ページ<参考>少額の減価償却資産の取扱いを御参照ください。

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト等）

イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）や生物（ただし、備品として有する熱帯魚等を含む観賞用・興行用のものは申告対象）、立木、果樹

ウ 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）

エ 用途廃止資産（解体されていないだけで、今後も使用されないもの等）

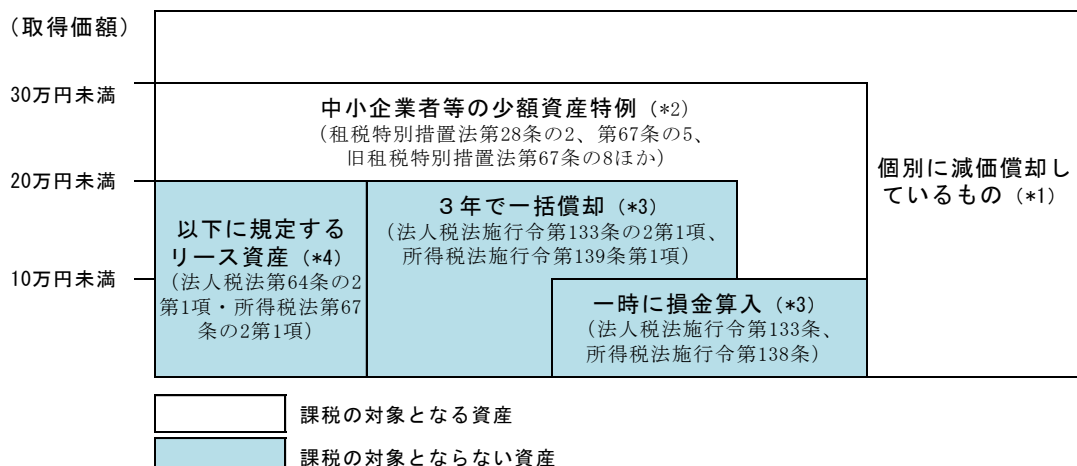
オ 取得価額が10万円未満で一時に損金算入したもの、取得価額が20万円未満で3年で一括償却したもの（*3）

カ 取得価額20万円未満で法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（*4）

注：（*3）及び（*4）については、以下の<参考>少額の減価償却資産の取扱いを御参照ください。

<参考>少額の減価償却資産の取扱い

「少額資産」は税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて取扱いが異なります。課税（申告）対象については、以下を御覧ください。



(4) 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類	主な償却資産の例示
1 構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、屋上看板等広告設備、ゴルフ練習場設備等、建物附属設備（受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、テナント内装・内部造作等）、固定資産税で家屋として取り扱わない建築物・工作物等
2 機械及び装置	医療機械、工作機械、印刷機械、ブルドーザー・パワーショベル等の土木建設機械、クレーン・コンベアの装置、工場の受変電設備、太陽光発電設備、立体駐車場の機械装置等、各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）等
3 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	道路運送車両法に規定するフォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から09 及び000 から099」、「9、90 から99 及び900 から999」の車両）、各種運搬具（自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く）等 [注1]道路運送車両法に規定する小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となるため申告の必要はありません。 [注2]道路運送車両法上の大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別について フォークリフト等で次の要件をすべて満たすものは、小型特殊自動車となります。 ①長さ4.7m以下 ②幅1.7m以下 ③高さ2.8m以下 ④最高速度15km/h以下 ※農耕作業用自動車については、最高速度35 km/h未満のもの
6 工具、器具及び備品	机・椅子、キャビネット、テレビ、冷蔵庫、パソコン、LAN設備、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

(5) 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の例示
共 通	受変電設備、太陽光発電設備、看板、ネオンサイン、屋外広告、駐車場設備、舗装路面、外灯、テナント内部造作、緑化施設、外構工事（フェンス・植栽）、キャビネット、応接セット、コピー機、パソコン、ルームエアコン、テレビ、レジスター、机・椅子、プリンター、LAN設備等
飲 食 業	カウンター、室内装飾品、カラオケ機器、自動販売機、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、厨房設備、製麺機、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、理容・美容機器、給湯器、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、ボイラー、スリーブ、ビニール包装設備等
ホテル・旅館業	客室備品（冷蔵庫、ベッド等）、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、電話交換設備、洗濯設備等
医療・薬局業	医療機器（ベッド、エックス線装置、調剤機器、心電計、消毒用殺菌器、手術台、歯科診療用ユニット、光学検査機器、保育器、顕微鏡等）、冷蔵庫、陳列ケース、薬品戸棚、厨房設備、待合室用椅子等
小 売 業	ショーケース、陳列ケース、冷凍ストッカー、日よけ、間仕切り（パーテーション）、冷蔵庫、照明設備、電子秤、自動販売機等
ガソリン給油業	地下タンク、計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、洗車機、独立キャノピー、検査工具、自動販売機、防壁、消火器、構内舗装等
自動車修理業	施盤、プレス、リフト、チェーンブロック、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、塗装設備、各種工具等
金属製品組立加工業	施盤、プレス、ボール盤、フライス盤、シャーリング、カッター、コンプレッサー、溶接機、グラインダー、塗装設備、ベルトコンベア、各種工具等

業 種	主な償却資産の例示
建設業	土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等）、大型特殊自動車、発電機等
不動産賃貸業	金属造・コンクリート造の塀、側溝、屋外の電気・ガス・給排水設備、立体駐車場の機械装置、ターンテーブル等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ボウリング場設備、ゴルフ練習用設備等
農業	ビニールハウス、家屋に該当しない作業小屋・倉庫・物置、井戸、ポンプ、永久棚、農業用機械設備（ビニールハウス用電源、発電機、もみすり機等）、農業用器具、農耕用車両（小型特殊自動車に該当しないもの）、陳列棚等

(6) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

《家屋と設備等の所有者が同じ場合》

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

《家屋と設備等の所有者が異なる場合》

賃借人（テナント）等が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告してください。

<家屋と償却資産の区分例>

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ		異なる	
			家屋	償却資産	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	◎	
	中央監視設備	設備一式		◎	◎	
	電灯コンセント 照明器具設備	屋外設備一式			◎	◎
		屋内設備一式	○		◎	
	電力引込設備	引込開閉器盤及び屋外の配線		◎	◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎	◎
		上記以外の設備	○		◎	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎	◎
		配管・配線、端子盤等	○		◎	
	LAN設備	設備一式			◎	◎
放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎	◎	
	配管・配線等	○		◎		

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者		
			同じ		異なる
			家屋	償却資産	償却資産
電気設備	インターホン設備	集合玄関機（注）、親機・子機等	○		◎
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎	◎
		配管・配線等	○		◎
防災設備	避雷設備	設備一式	○		◎
	火災報知設備	設備一式	○		◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎	◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込設備、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器、湯沸器等）		◎	◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○		◎
	ガス設備	屋外設備、引込設備、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		屋内の配管等	○		◎
衛生器具設備	設備一式（洗面器、大小便器、浴槽等）	○		◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型・据置型等）、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎	◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○		◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・旅館・病院等）、寮・社員食堂等の厨房設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎	◎	
外構工事	外構工事	門・塀・緑化施設、アスファルト舗装等		◎	◎

（注）平成26年12月31日以前に取得した集合玄関機等は、所有関係に関わらず、償却資産の対象となります。

3 申告区分と提出書類について

(1) 一般の申告方法（書類の提出による申告）

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類		
		令和3年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
					増加資産・全資産用	減少資産用
一般方式（注1）	初めて申告される方	○		○	○	
	全資産申告をお願いした方					
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方及び該当する資産のない方			○（注3）		
	廃業又は移転により全資産が減少した方		○	○（注3）		○
電算処理方式（注2）	初めて申告される方	○		○	○	
	前年度以前に電算処理方式により申告した方	○	△	○	△	△
	廃業又は移転により全資産が減少した方			○（注3）		

（注1）「一般方式」とは、初年度に全資産を申告し、次年度以降は増加又は減少した資産だけを申告していただく方式のことをいいます。評価額等の計算は京都地方税機構で行うため記入不要です。

（注2）「電算処理方式」とは、毎年、全資産について評価額等を算出し申告していただく方式のことをいいます。増加又は減少した資産がある場合は、その内容が分かる種類別明細書の提出に御協力ください。

（注3）償却資産申告書18備考欄の該当する部分を○で囲んでください。

★償却資産申告書及び種類別明細書は、京都地方税機構のホームページからダウンロードできます。

★自社作成の申告書で申告をされる場合は、用紙のサイズはA4としてください。また、所有者コード等を確認するため、京都地方税機構から送付された申告書用紙等を添付してください。

★京都地方税機構から申告案内ハガキが送付されている場合は、そのハガキを添付してください。

★申告書の控えの返送が必要な場合は、申告書の控え（写しをとったもの等）及び返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封してください。返信用封筒等の同封が無い場合、返送いたしかねます。

(2) 電子申告（インターネットによる申告）

固定資産税（償却資産）、法人住民税及び個人住民税（給与支払報告書等）で電子申告（eLTAX）が御利用いただけます。

○ eLTAXの御利用に関するお問合せ先等は次のとおりです。

・ eLTAXホームページ・・・<https://www.eltax.lta.go.jp/>

・ ヘルプデスク（受付時間・・・9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く））

電話番号・・・0570-081459

※上記の電話番号でつながらない場合・・・03-5521-0019

4 課税標準額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

一品ごとに次の算式により1月1日現在の評価額を算出します。

（前年中に取得した資産） 評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)

（前年前に取得した資産） 評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

★1月1日取得の資産については、前年中に取得した資産として扱います。

★算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

<減価残存率表>

減価率 r は『固定資産評価基準』別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率で、平成 19 年度税制改正前の定率法である「旧定率法」を適用します。

減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	$1-r/2$	$1-r$		r	$1-r/2$	$1-r$		r	$1-r/2$	$1-r$
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955

※資産ごとの耐用年数については、国税庁のホームページなどを御参照ください。

<国税の取扱いとの主な違い>

項 目	固定資産税（償却資産）での取扱い	提出いただく添付書類
圧縮記帳の制度	認められません	ありません
即時償却・特別償却・割増償却	認められません	ありません
増加償却	認められます	税務署長への届出書の写し
評価額の最低限度額	取得価額の 5/100	ありません
短縮耐用年数の適用	認められます	国税局長の承認書の写し又は 国税局長への届出書の写し
改良費の評価方法	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価します）	ありません
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産	課税対象となります	ありません

<課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を資産が所在する市町村ごとに合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000 円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

<税額の算出と納付方法>

上記で算出した課税標準額に、資産が所在する市町村の税率を乗じて税額を算出します。

※課税標準額が 150 万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

資産が所在する市町村から送付する納税通知書（納付書）により、納付いただくこととなります。

納税通知書（納付書）については、資産が所在する市町村の固定資産税担当までお問合せください。

5 軽減措置等について

(1) 非課税となる償却資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産には、固定資産税は課税されません。非課税該当資産を新たに取得された方又は用途等に異動の生じた方は、「償却資産非課税適用(取消)申告書」及び非課税に該当することを証する書類を御提出ください。

※「償却資産非課税適用(取消)申告書」は、京都地方税機構のホームページからダウンロードできます。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産について

地方税法第349条の3、第349条の3の4、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3、第56条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。新たに申告される場合は、「償却資産課税標準の特例適用資産届出書」と添付書類を御提出ください。

※「償却資産課税標準の特例適用資産届出書」は、京都地方税機構のホームページからダウンロードできます。

6 申告をされない場合又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び各市町村条例の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

7 申告内容の確認調査について

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて償却資産の調査を実施しています。

調査のため、法人税(所得税)申告書や決算書類(減価償却資産明細書(固定資産台帳)、貸借対照表等)の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、御協力をお願いします。

調査の結果、申告漏れ資産等が判明した場合は、修正申告をお願いすることがあります。その場合には、地方税法第17条の5第5項及び第6項の規定により、資産の取得・除却年次に応じて過年度分についても遡及して税額の変更をすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり納期は1回となります。

8 個人番号・法人番号について

(1) 申告書への記載について

償却資産申告書の「3個人番号又は法人番号」欄に、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を記載いただくようお願いします。

京都地方税機構においては、本人確認措置の実施による個人番号の取得と併せ、各市町村から順次個人番号の収集を行っています(番号法第14条第2項)。

これにより有効に個人番号を取得できた方については、京都地方税機構が配付する申告書に「*(アスタリスク)」印字がされています。「*」印字がされている方につきましては、申告書御提出の際に、個人番号の記入を省略していただいても差し支えありません。

同様に、法人番号についても印字がされている方につきましては記入を省略していただけます。

ただし、当該印字は、本人確認措置の実施による納税者の負担を軽減するための例外的な取扱いとなります。原則は、毎年個人番号・法人番号の記載が必要である点、御注意ください。

(2) 個人番号の確認方法について（法人番号を記載した申告書の場合は不要です。）

個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、次の本人確認書類等を御提示ください。郵送の場合は、本人確認書類等の写しを申告書に添付していただくようお願いします。

なお、電子申告を御利用の場合は、電子証明等で確認しますので、郵送は不要です。

<本人が申告書を提出される場合> A+B

個人番号確認のための書類 A	身元確認のための書類 B
①個人番号カード（裏面） ②通知カード（注1） ③住民票（個人番号が記載されたもの） ※①～③いずれか1つ	①個人番号カード（表面） ②運転免許証・パスポート等（注2） ※①～②いずれか1つ

<代理人が申告書を提出される場合> A+B+C

事業者の個人番号確認のための書類 A	代理人の身元確認のための書類 B	代理権の保有確認のための書類 C
①本人の個人番号カード（裏面） ②本人の通知カード（注1） ③本人の住民票 （個人番号が記載されたもの） ※①～③いずれか1つ	①代理人の個人番号カード（表面） ②代理人の運転免許証・パスポート等（注2） ③代理人の税理士証票 ※①～③いずれか1つ	①税務代理権限証書 （税理士） ②委任状（注3） ※①～②いずれか1つ

（注1）当該通知カードに記載された氏名・住所等が、住民票に記載されている事項と一致している場合に限り使用できます。

（注2）健康保険証・年金手帳のように写真のない身分証明書の場合は、2点必要です。

（注3）委任状には、「代理人の住所・氏名・生年月日・連絡先」「本人（委任者）の住所・氏名・押印・連絡先・委任事項・日付」を記入してください（様式は問いません。）。

(2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

令和 3 年度

所有者コード
111

市町村コード
111

市町村名
〇〇市

所有者名
株式会社

種類別明細書 (増加資産・全資産用) のページ数を記入してください。

取得年月
・年号は、昭和=3、平成=4、令和=5と記入してください。
・取得年月とは、原則、所有権を取得した日を指します。ただし、償却資産の種類、機能、起業の形態、内容等によっては、事業の用に供することができなくなった時期をいいます。(例: 監督官庁の許認可を必要とする場合→当該許認可があった日)

耐用年数
・原則として、法人税及び所得税における法定耐用年数(「償却資産の耐用年数」に関する省令)別表1、2及び5～8)を記入してください。
・中古品取得又は国税局長の承認を受けた場合以外は耐用年数の短縮は認められません。

増加事由
・該当するものの番号を○で囲んでください。
1 = 新品取得
2 = 中古品取得
3 = 移動による受入れ
4 = その他

備考
・次に該当する場合は、その旨を記入してください。
① 増加事由が 3 の場合、移動による受入れ元を記入してください。
② 増加事由が 4 の場合、「申告漏れ」などその理由を具体的に記入してください。
③ 非課税、課税免除に該当する資産、課税標準の特例が適用される資産については、適用条項を記入してください。
④ 中古見種耐用年数、短縮耐用年数を適用している資産、増加償却、陳腐化償却を行っている資産については、その旨を記入してください。

資産の種類	資産コード	資産の名称	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	償却率	償却残存額	市町村名	所有者名	課税標準額	課税標準率	備考
				年	月									
01	1	アスファルト 舗装路面	1	15	2	4	10	2300	000	〇〇市	株式会社	2300	10	1-2
02	1	太陽光発電システム	1	15	2	7	17	2000	000	〇〇市	株式会社	2000	17	1-2
03	2	製造機械改造	1	15	2	11	11	1450	000	〇〇市	株式会社	1450	11	3-4
04	6	ノート型パソコンA01	1	15	2	2	4	305	100	〇〇市	株式会社	305	4	3-4
05	6	広接セット	1	14	7	12	8	319	800	〇〇市	株式会社	319	8	1-2
06	6	液晶テレビ	2	14	29	12	5	584	000	〇〇市	株式会社	584	5	1-2
07	6	ルームエアコン	1	13	63	12	6	454	000	〇〇市	株式会社	454	6	3-4
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
小計												8	542	900

資産の種類
・該当資産の種類を以下の数字により記入してください。
1 = 構築物
2 = 機械及び装置
3 = 船舶
4 = 航空機
5 = 車両及び運搬具
6 = 工具、器具及び備品

取得価額
・該当資産の取得価額を右詰めで記入してください。
・「取得価額」は据付費など取得に要した費用を含めた金額をいいます。圧縮記載は認められません。

資産の名称等
・文字数が20字を超える場合は、20字以内で記入してください。

記入不要
・独自の電算処理により全資産申告を行う場合のみ記入してください。
・それ以外の場合は、記入不要です。

(3) 種類別明細書 (減少資産用)

・送付している申告書に記載しているコードを書き写してください。
 ・送付している申告書やハガキを添付してください。
 ※京都府地方税機構から送付した申告書で、既に記載のある場合は、記入不要です。

種類別明細書(減少資産用)

令和3年度		市町村コード		市町村名		所有者名		枚数	
12345678		111		〇〇市		機構株式会社		1枚	
資産の種類番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	
								1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部
01	12000101017	抹消コード	1	1	150000	7	1	1・2	1
02	10517011	「微却資産一覧表」が同封されている場合は、その中から減少した資産の資産番号を記入してください。 ※「微却資産一覧表」が同封されていない場合や資産番号が記載されていない場合は、抹消コード欄は空白とし、資産の名称等欄に資産の名称等を記入してください。	1	1	520000	7	1	1・2	1
03	25001050		1	1	535500	7	1	1・2	1
04	26001030		1	1	800000	7	1	1・2	1
05	28001050		1	1		7	1	1・2	1
06	19001045		1	1		7	1	1・2	1
07	28001020	パソコン	1	1		7	1	1・2	1
08	30001005		1	1		7	1	1・2	1
09	30001017		4	1		7	1	1・2	1
10	131002015		1	1		20	1	1・2	1
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
小計			3		205500				

種類別明細書(減少資産用)のページ数を記入してください。

減少の事由及び区分
 ・該当する番号を○で囲んでください。
 ・廃棄の場合は「2 滅失」としてください。
 ・修正事項がある場合は「4 その他」を囲んだうえで、記入例を参考に摘要欄にその概要を記入してください。

資産の一部が減少した場合の記入例
 ・数量・取得価額には、減少した分の数量・取得価額を記入してください。
 ・区分は「2 一部」を○で囲んでください。
 ・摘要欄に、減少する前の取得価額・数量を記入してください。
 例 02行目 資産番号10517011
 前年の01月1日には、総額450,000円で取得した3個の資産があったが、うち1個、150,000円分を京都営業所へ移動した。
 残る資産は2個、300,000円となる。

移動や修正等の場合の摘要欄の記入例
 ・該当する事由に応じて、下記の内容を記入してください。
 「1 売却の場合」 … 売却先
 「3 移動の場合」 … 移動先
 「4 その他の場合」 … その具体的事由
 ・耐用年数の修正が省令改正に基づく場合は、他の修正と区分する必要があるため、「省令改正による」と記入してください。

登録内容の修正
 ・同封の「微却資産一覧表」の登録内容に誤りがあり修正が必要な場合は、06～10行目のように、資産番号と、修正箇所正しい内容を記入し、減少の事由欄の4を○で囲んでください。
 ※修正のない箇所は、記入不要です。
 例 06行目 → 耐用年数省令改正漏れのため、耐用年数を「7」に修正
 07行目 → 名称を「パソコン」に修正
 08行目 → 資産の種類を「2」に修正
 09行目 → 数量を「4」に修正
 10行目 → 耐用年数を「20」に修正

・用紙が不足した場合は、この用紙をコピーされるか京都府地方税機構のホームページからダウンロードしてください。
 また、送付が必要な場合は御連絡ください。

10 提出前のチェックリスト

以下の項目について、申告書等の提出前に御確認ください。

《償却資産申告書について》

- 所有者欄の住所、氏名、連絡先や資産所在地を記入し、押印されていますか？
- 個人番号又は法人番号が記入されていますか？
- 18備考欄に該当がある場合は、○をされていますか？
- 自社作成の申告書で申告される場合は、用紙のサイズはA4となっていますか。また、京都地方税機構から送付された申告書用紙等を添付されていますか？

《種類別明細書について》

- 所有者コードが記入されていますか？（おわかりの場合は記入をお願いします。）
- 増加（減少）資産の取得年月・取得価額・耐用年数が記入されていますか？
- 増加（減少）事由の欄（1～4）に○をされていますか？

《添付書類について》

- 非課税、課税標準の特例の対象となる資産をお持ちの場合は、その申告書等を添付されていますか？
- 税務署で短縮耐用年数の承認を受けた資産がある場合は、その届出書等の写しを添付されていますか？
- 増加償却を行っている場合は、税務署へ提出した届出書の写しを添付されていますか？
- 京都地方税機構から申告案内ハガキが送付されている場合は、そのハガキを添付されていますか？
- 個人が郵送で申告される場合は、本人確認書類等の写しを添付されていますか？
- 新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の軽減措置を受ける場合は、その申告書等を添付されていますか？（※提出先は京都地方税機構ではなく、資産の所在する市町村になります。）

《その他について》

- 郵送での申告で申告書控えの返送を希望される場合は、控えの申告書及び返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封されていますか？

京都地方税機構について

「京都地方税機構」は、京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を共同して行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現をめざす広域連合です。

京都府内25市町村（京都市を除く）の償却資産（固定資産税）の申告や評価に係る事務は、令和3年度申告分から「京都地方税機構」において行っています。

償却資産に関するお問合せ先や、申告書を京都地方税機構に提出される場合の提出先は以下のとおりです。

※申告書の提出先について、郵送で提出される場合は「業務課 償却資産担当」、窓口に来庁される場合は「申告センター」になりますので御注意ください。

<申告書の提出先（郵送）、問合せ先>

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階
京都地方税機構事務局 業務課 償却資産担当 電話：075-414-4503

<申告書の提出先（窓口）>

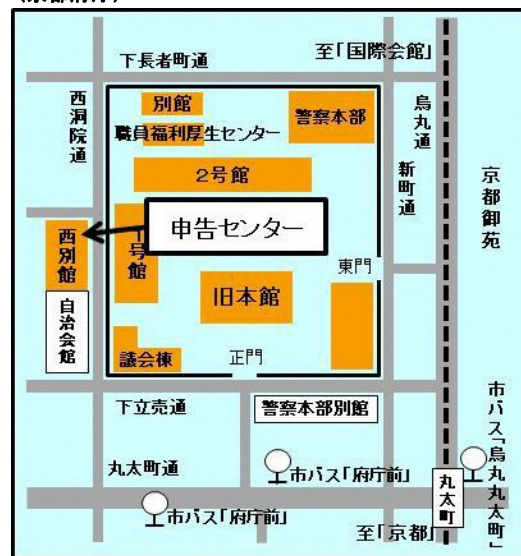
〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館4階
京都地方税機構 申告センター

<受付時間> 8:30～17:15（土曜日・日曜日・年末年始（12月28日から1月3日）及び祝日を除く）

<地図>



(京都府庁)

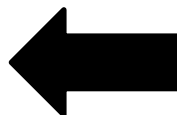


<アクセス>

地下鉄：京都駅から市営地下鉄烏丸線「丸太町」下車、又は二条駅から市営地下鉄東西線乗車、「烏丸御池」で烏丸線に乗換え、「丸太町」下車、徒歩10分

市バス：三條京阪から10系統、京阪神宮丸太町から93系統、202系統、204系統、「府庁前」下車徒歩5分

〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁旧本館2階
京都地方税機構 業務課 償却資産担当行
「償却資産申告書在中」



郵送で申告書を提出される場合は、「宛名ラベル」として切り取って封筒に貼付し、御利用ください。